皇室事項

歓迎行事

十一月十六日午前九時二十分、皇居において行われたブータン国国王陛下及び同王妃陛下の歓迎行事に天皇皇后両陛下に代わって皇太子殿下が臨場になった。

御会見

十一月十六日午前九時四十分、宮中において、天皇皇后両陛下に代わって皇太子殿下がブータン国国王陛下及び同王妃陛下と御会見になった。

宮中晩さん

天皇皇后両陛下は、十一月十六日午後七時、ブータン国国王陛下及び同王妃陛下のため、宮中晩さんをお催しになった。

なお、同晩さんには、天皇皇后両陛下に代わって皇太子殿下が臨席された。

官庁報告

官庁事項

事務所の移転

海上保安庁海洋情報部は次のとおり移転します。

平成二十三年十一月二十八日　海上保安庁

一　新移転先
　住所　平成二十三年十二月十二日　東京都江東区青海二丁目五番一八号
　郵便番号　一三五―〇〇六四
　問い合わせ先　海洋情報部企画課　〇三―五五〇〇―七一一〇

労働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、キャセイ航空労働組合から、賃金・労働協約改定の要求に関して、平成23年12月１日以降、同組合の組合員が従事するキャセイパシフィック航空会社の全職場（北海道、宮城県、千葉県、東京都、愛知県、大阪府及び福岡県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 23 年 11 月 28 日

厚生労働大臣　小宮山洋子

最低賃金の改正決定に関する公示

群馬労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金（平成20年群馬労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 28 日

群馬労働局長　谷川　隆一

第４号中「１時間795円」を「１時間799円」に改める。

群馬労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金（平成20年群馬労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 28 日

群馬労働局長　谷川　隆一

第４号中「１時間784円」を「１時間788円」に改める。

群馬労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年群馬労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 28 日

群馬労働局長　谷川　隆一

第４号中「１時間782円」を「１時間786円」に改める。

群馬労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年群馬労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 28 日

群馬労働局長　谷川　隆一

第４号中「１時間784円」を「１時間788円」に改める。

富山労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、富山県百貨店，総合スーパー最低賃金（平成20年富山労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 28 日

富山労働局長　堀江　雅和

第４号中「１時間759円」を「１時間768円」に改める。

宮崎労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、宮崎県各種商品小売業最低賃金（平成20年宮崎労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 28 日

宮崎労働局長　小林　泰樹

第４号中「１時間674円」を「１時間678円」に改める。

鹿児島労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、鹿児島県百貨店，総合スーパー最低賃金（平成20年鹿児島労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 28 日

鹿児島労働局長　今野　文平

第４号中「１時間672円」を「１時間676円」に改める。

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第二項の規定に基づき、次件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十三年十一月二十八日

近畿経済産業局長　長尾　正彦

一　件名　越前エネライン株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十三年十二月二十日　午後二時から

三　場所　越前市生涯学習センター（福井県越前市府中二丁目十三番十五号）

四　事案の要旨

1　ガス料金その他の供給条件についての一般ガス供給約款の変更（ガス事業に係る総原価のセントに引き上げるほか、原料費調整制度に係る指標等の変更等に伴い、一般ガス供給約款の変更を行う。）

2　詳細は、近畿経済産業局資源エネルギー環境課及びガス事業課環境部資源エネルギー環境課（大阪市中央区大手前二丁目五番四十四号）並びに越前エネラインン株式会社（福井県越前市家久町第二一八号一〇番一二）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すること。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すること。）及び職名）及び意見の概要を記載した近畿経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「越前エネラインン株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十三年十二月五日までに、近畿経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課（郵便番号五四〇―八五五三　大阪市中央区大手前二丁目五番四十四号）に到達するよう提出すること。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、近畿経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、官製往復はがき（住所、氏名及び「越前エネラインン株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきの表に、近畿経済産業局資源エネルギー環境課（郵便番号五四〇―八五五三　大阪市中央区大手前二丁目五番四十四号）に到達するよう申し込むこと。なお、傍聴申し込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。